

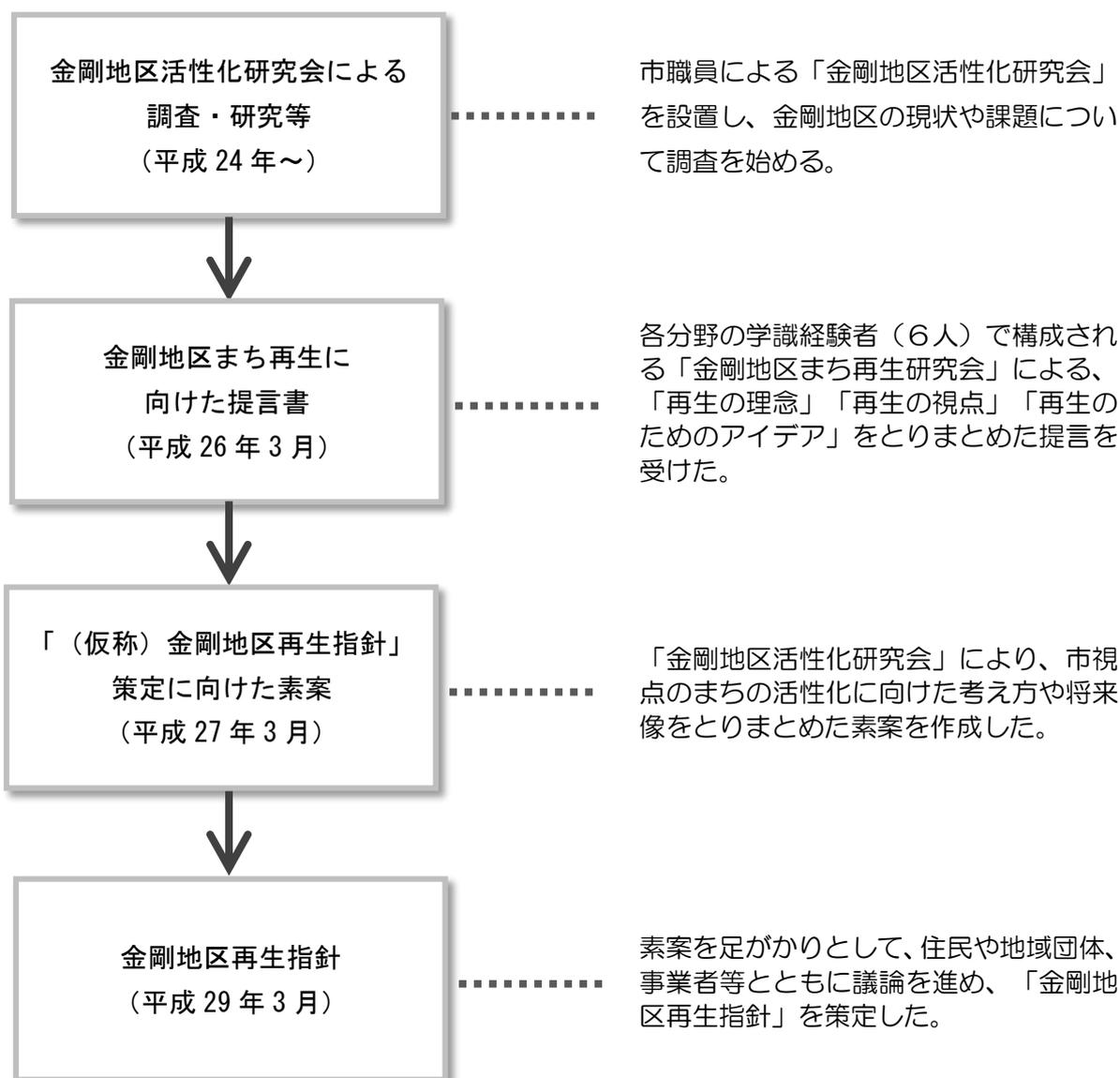
## 策定の経緯

ニュータウン問題が顕在化する金剛地区の再生・活性化について、本市では、まちの現状や課題の把握、活性化に向けた調査・研究等を行うとともに、住民をはじめとして、地域団体、事業者、学識経験者等、さまざまな方々との議論を重ねるなど、平成 24（2012）年より約 5 年間に渡り取り組みを進めています。

平成 26（2014）年 3 月には、学識経験者で構成される「金剛地区まち再生研究会」より提言書をいただき、平成 27（2015）年 3 月に、市職員で構成する「金剛地区活性化研究会」により、『「(仮称) 金剛地区再生指針」策定に向けた素案』を作成しました。

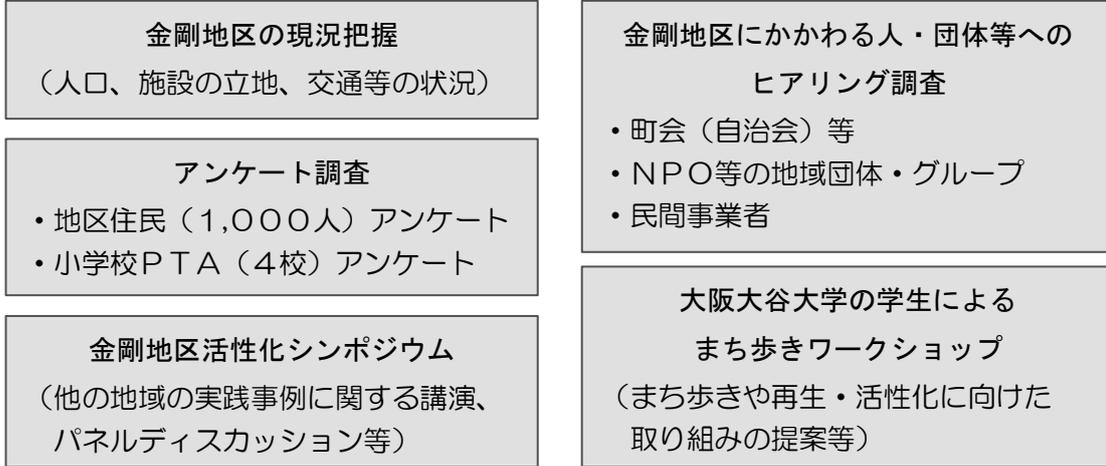
本指針の策定に向けては、平成 27（2015）年度より、特に住民、及び地域団体、関係事業者等との議論に重点を置いて取り組んできました。

### ○ 地区再生・活性化、指針策定の経緯



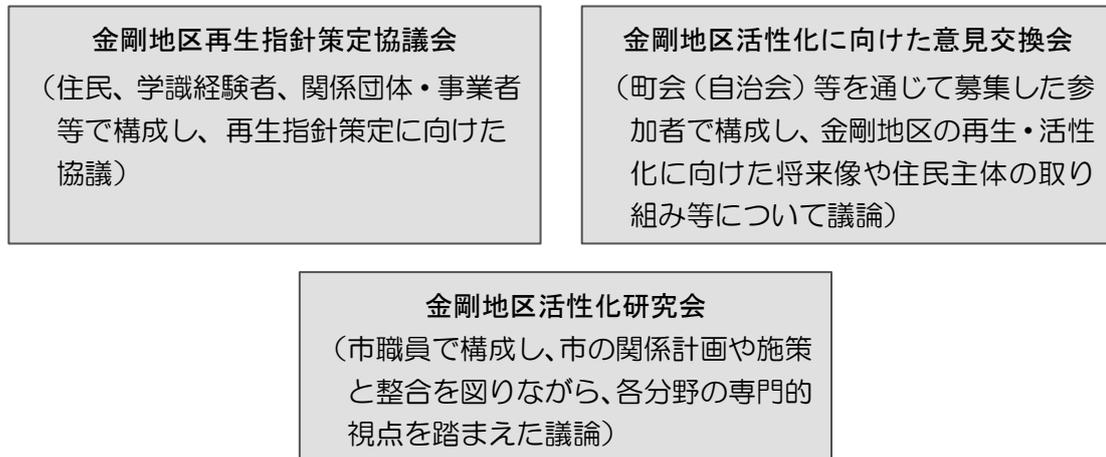
○ 平成 27 年以降の「金剛地区再生指針」策定の体制

■ 住民等を中心とした、金剛地区の現状・課題、ニーズの聞き取り等



■ 再生・活性化に向けた将来像・取り組み等を具現化した

「金剛地区再生指針」の検討



← パブリックコメント

「金剛地区再生指針」の策定

○ 「金剛地区活性化に向けた意見交換会」

■ 経緯

意見交換会の経緯		
<p>第1回 (平成28年5月22日)</p>	<p>○金剛地区再生指針の方向性に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金剛地区の現状</li> <li>・目指す将来像(案)</li> <li>・取り組みテーマ(案)</li> </ul>	
<p>第2回 (平成28年7月31日)</p>	<p>○活性化に向けた取り組みテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーディングプロジェクトとして取り組むテーマの基本的方向性について 等</li> </ul>	
<p>第3回 (平成28年10月16日)</p>	<p>○活性化に向けた取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な場所を題材とした将来像・取り組みについて</li> </ul>	<p>大阪大谷大学の学生によるまち歩きワークショップ (平成28年10月29日)</p>
<p>第4回 (平成28年12月17日)</p>	<p>○金剛地区再生指針の骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目指す将来像及び取り組みについて</li> <li>・来年度以降の取り組み体制について</li> </ul>	<p>大阪大谷大学の学生によるまち歩きワークショップ報告会 (平成29年1月21日)</p>
パブリックコメント(平成29年2月1日～25日)		
<p>第5回 (平成29年3月12日)</p>	<p>○金剛地区活性化の取り組みの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)まちづくり会議」の組織化について</li> <li>・来年度の取り組みについて</li> </ul>	<p>○再生指針案について</p>

## ■ 参加者

町会（自治会）等名	氏名
金剛団地自治会	町中 清秀
金剛団地自治会	溝口 俊則
金剛団地自治会	戎谷 秀男
金剛団地自治会	北村 美暉子
金剛団地自治会	橘高 忍
金剛団地自治会	芝辻 善四郎
金剛団地自治会	福井 昭雄
高辺台一丁目会	穴蔵 幸枝
高辺台一丁目会	三角 弘
高辺台一丁目会	吉村 明
高辺台二丁目自治会	應治 和也
高辺台二丁目自治会	田中 隆嗣
高辺台三丁目自治会	山内 庸行
高辺台三丁目自治会	司 やよい
久野喜台一丁目自治会	飯原 静子
久野喜台二丁目自治会	奥田 文男
久野喜台二丁目自治会	楠山 精彦
久野喜台二丁目自治会	山田 泰弘
金剛第二団地住宅管理組合	大亀 信然
寺池台一丁会	大塚 早苗
寺池台一丁会	中井 二郎
寺池台二丁目自治会	間部 勝
寺池台二丁目自治会	山本 将夫
寺池台二丁目自治会	森下 由智
寺池台三丁目自治会	高松 禎行
寺池台三丁目自治会	友田 研也
寺池台三丁目自治会	中尾 みどり
寺池台五丁目自治会	芝本 隆文
寺池台五丁目自治会	三好 幸子
金剛第三住宅管理組合	大林 脩
金剛第三住宅管理組合	坪 眞太郎
ガーデンハウス金剛管理組合	田保 義之

## ○ 「金剛地区再生指針策定協議会」

### ■ 経緯

策定協議会の経緯	
第1回 (平成28年7月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金剛地区再生指針の方向性に関して               <ul style="list-style-type: none"> <li>・金剛地区の現状</li> <li>・目指す将来像(案)</li> <li>・将来像実現のための取り組み項目と展開イメージ(案)</li> </ul> </li> </ul>
第2回 (平成28年9月2日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「取り組み・課題」と、それを踏まえた指針のあり方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会で重視された内容について、今後の取組や課題等を検討</li> <li>・再生指針の全体イメージ、記載事項の見直し</li> </ul> </li> </ul>
第3回 (平成28年11月29日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中長期的なまちの将来イメージについて               <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会における具体的な場所を題材とした将来像・取り組みの議論をもとに、中長期的視点で共有すべきまちのイメージについて議論</li> </ul> </li> <li>○金剛地区再生指針の骨子</li> </ul>
第4回 (平成29年1月19日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金剛地区再生指針の素案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・目指す将来像及び取り組みについて</li> <li>・来年度以降の取り組み体制について</li> </ul> </li> </ul>
パブリックコメント(平成29年2月1日～25日)	
第5回 (平成29年3月22日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生指針案について</li> <li>○来年度以降の再生・活性化の推進体制について</li> </ul>

■ 委員

設置要綱第3条		氏名	所属・役職
1号	市民 (50音順)	友田 研也	寺池台
		中井 二郎	寺池台
		溝口 俊則	高辺台
		山田 泰弘	久野喜台
		吉村 明	高辺台
2号	学識経験者	増田 昇	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
		小野 達也	大阪府立大学 教育福祉学類 教授
3号	関係団体を 代表する者	原山 信雄	富田林市民生委員児童委員協議会 会長
		寺田 誠	特定非営利活動法人きんきうえび 事務局
		岡本 聡子	特定非営利活動法人ふらっとスペース金剛 代表理事
4号	独立行政法人 都市再生機構	藤本 進太郎	独立行政法人都市再生機構 西日本支社 住宅経営部 ウェルフェア推進チームリーダー
5号	関係事業者	中谷 洋一	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 経営企画部 課長
		市川 智久	金剛銀座街商店会 副会長
		中西 光司	金剛ショッピングモール店主会 理事
		東 克明	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会 総務・事業推進課 課長
		井筒 登志子	一般財団法人富田林市福祉公社 (富田林市第三圏域地域包括支援センター)
6号	関係行政機関	三崎 信頭	大阪府 住宅まちづくり部 都市居住課長
7号	富田林市	北野 俊夫	富田林市 まちづくり政策部 部長

## ■ 要綱

富田林市要綱第24号

### 富田林市金剛地区再生指針策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 金剛地区の将来像及び取組み方針を示す金剛地区再生指針（以下「指針」という。）を円滑に策定するため、富田林市金剛地区再生指針策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び連絡調整を行う。

- (1) 指針の策定に関すること。
- (2) 地区活性化に係る調査検討に関すること。
- (3) 関係者相互の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 独立行政法人都市再生機構西日本支社
- (5) 関係事業者
- (6) 関係行政機関
- (7) 本市職員
- (8) 前7号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、当初に委嘱又は任命した委員の任期途中で新たに委嘱又は任命した委員の任期は、当初に委嘱又は任命した委員の任期が満了するときまでとする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、会議の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる協議会の招集は、市長が行う。

## 用語の解説

- コミュニティカフェ (P. 19、28)  
: 「地域社会の中で“たまり場”“居場所”になっているところの総称」。一般的には、飲食できる場合が多く、スタッフが常駐して配膳等を行ってくれるものから、セルフサービスで飲み物が提供されるものなど、さまざまな形態がある。
- コミュニティビジネス (P. 19、22)  
: 住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組むこと。行政コストが削減されるだけでなく、地域における新たな起業や雇用の創出等を通じた地域活性化につながることを期待されている。
- コワーキングスペース (P. 22)  
: シェアオフィスと類似した共同利用の一種で、様々な職種・業種の人が集まって働くスペースを意味する。一般的に、シェアオフィスとの違いとして、それぞれが独立した仕事をしつつも、利用者間での情報やアイデアを交換・共有等できる交流やコミュニティを重視したワークスタイルを主とする点にあるとされている。
- シェアオフィス (P. 22)  
: ひとつのオフィスを複数の人等が会員制等により共同で利用する形態の一つ。
- 住宅ストック (P. 15)  
: 住宅建設計画に基づく第八期住宅建設五箇年計画（平成13～17年度）から用いられ始めた言葉で現在建設されている住宅のこと。同計画は、住宅の供給を重視してきたものから、住宅を社会的基盤の一部ととらえ、良質な住宅を市場の中で円滑に流通させていくことによって、多様な選択肢の中からそれぞれの人生設計にかなった住まい方を選択、実現できるようにすることが目指された。
- 団塊の世代 (P. 4)  
: 第一次ベビーブーム（昭和22（1947）～24（1949）年）に出生した世代。
- チャレンジショップ (P. 22、28)  
: 創業希望のある者が、将来の本格的な創業へ向けて経験と実践を積むための機会として、チャレンジできるショップのこと。
- パーソナルモビリティ (P. 19)  
: 歩行と既存移動体（従来の自動車）との間を補完する一人乗りの移動機器のこと。
- ユニバーサルデザイン (P. 35)  
: 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。バリアフリーに、すべての

人々の多様な関係や平等性、見た目の自然さにまで踏み込まないという問題点が指摘されるようになり、用いられはじめた。

○ **D I Y** (P. 25)

: Do-It-Yourself の略称。専門業者に任せずに、自らの手で修繕や塗色等を行い、快適な生活空間をつくろうとする概念。

○ **I o T** (P. 19)

: Internet of Things の略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。